

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第13条第2項関係

同項は、個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付申請について定めたものである。

個人番号カードと同等の機能である署名用及び利用者証明用の電子証明書を移動端末設備（スマートフォン）に搭載することが可能になったため、当該設備を用いた交付申請に関する規定を追加するものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。